

八千代市居住支援協議会設置要領

(設置)

- 第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第81条第1項に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安定した居住の確保を図ることを目的として、八千代市居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 市は、前項の目的を達成するため、関係機関、団体等が情報共有及び協議を行い、それぞれの専門性を生かしながら相互に連携することにより、地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備及び円滑な実務連携を推進するものとする。

(名称)

- 第2条 協議会は、実務上の連携及び対外的な活動において、「八千代市居住支援ネットワーク」という名称を使用することができる。
- 2 前項の名称は、協議会の目的及び活動内容を分かりやすく示す通称であり、正式名称を変更するものではない。

(基本的な考え方)

- 第3条 市は、住まいを単なる居所としてではなく、人が地域の中で生活を続けていくための基盤として捉える。
- 2 居住支援は、住宅を確保すること自体を目的とするものではなく、さまざまな事情を抱えた者が、個人の尊厳を大切にしながら、支え合い、関わり合う関係の中で自分らしい暮らしを続けていくことを地域として支える営みとして実施するものとする。
- 3 協議会は、正解や役割をあらかじめ定める場ではなく、関係者がそれぞれの立場から「何ができるか」を持ち寄り、支援のあり方を探り続けるための協議の場とする。
- 4 市は、前各項の考え方を踏まえ、協議会の運営及び居住支援の推進を行うものとする。

(所掌事務)

- 第4条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する居住支援を総合的に推進するため、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 居住支援に関する相談体制の構築及び周知に関すること。
 - (2) 住宅確保要配慮者の住まい及び生活に関する課題を把握し、関係機関と連携した支援につなげること。
 - (3) 入退院、退所、住み替え等に伴う居住の課題に対応した切れ目のない支援に関すること。
 - (4) 居住開始後の見守りや継続的な支援に関すること。

- (5) 空き家等の住宅資源の活用に向けた検討及び連携に関すること。
- (6) 行政、福祉、医療、住宅その他関係機関による多機関連携体制の構築及び円滑な連携の推進に関すること。
- (7) 不動産事業者、住宅供給主体その他民間事業者等との連携の促進に関すること。
- (8) 地域における気付きや関係性の中から支援につなげていく取組の推進に関すること。
- (9) 居住支援に関わる人材の育成及び関係づくりの促進に関すること。
- (10) 居住支援に関する施策の検討及び住宅政策との連携に関すること。
- (11) 本市における居住支援の取組状況の把握及び振り返り並びに関係機関への共有に関すること。
- (12) 居住支援に関する相談の受付、整理並びに適切な関係機関へのつなぎに関する仕組みの検討及び整備に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、居住支援の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第5条 協議会は、居住支援に係る行政機関、福祉関係機関、不動産事業者、医療機関、支援団体その他居住支援に係る者の中から市が協議会の構成員として依頼する者をもって構成する。

(推進会議)

第6条 協議会の円滑な運営及び実務連携の推進を図るための機関として、推進会議を設置する。

- 2 推進会議は、協議会の構成員のうち、継続的な実務連携を担う者として市が依頼する者（以下「推進メンバー」という。）をもって構成する。
- 3 推進メンバーには、次に掲げる機能を担う機関又は関係者を含むものとする。
 - (1) 市その他行政機関
 - (2) 公的住宅供給主体
 - (3) 不動産事業者その他民間住宅市場に関わる者
 - (4) 地域福祉を担う機関
 - (5) 居住支援法人
 - (6) 制度横断的な相談支援を担う機関
- 4 推進会議は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 協議会の活動方針に関する整理
 - (2) 課題の共有及び実務連携の調整
 - (3) 協議会で取り扱う事項の整理
 - (4) その他居住支援の推進に必要な事項
- 5 推進会議は、必要に応じて推進メンバー以外の関係者の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、市の住宅部門に置く。

(会議の開催)

第8条 協議会は、必要に応じて市が開催する。

2 協議会は、対面又はオンラインその他適切な方法により開催することができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の活動において知り得た個人情報その他の秘密情報については、関係法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 協議会の構成員は、協議会の活動を通じて知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(公正性の確保)

第10条 協議会は、特定の機関又は事業者の利益に偏ることなく、公正かつ中立的な立場で活動するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。